

熊本市市民参画と協働の推進条例素案  
パブリックコメント 意見と回答（素案修正分）

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方
第 2 条 6 号 定義	<p>「ア 調停、審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、法律又は条例の規定により設置された附属機関」の「調停、審査、審議又は調査等を行うため、」を削除。</p> <p>&lt;理由&gt;各法に基づきで足り、わざわざ書く必要はない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「調停、審査、審議又は調査等を行うため、」を削除しました。</p>
第 2 条 定義	<p>(9)公益活動 自治基本条例第 33 条に規定されている「公共の利益及び社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいう。」を新たに追記。</p> <p>&lt;理由&gt;市民の公益活動こそ市は支援しなければならない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「市民公益活動」を第 2 条の定義に追加することとしました。</p>
第 5 条 1 項 第 1 号 市民参画の 対象	<p>自治推進委員会の答申では、「市の総合計画その他施策の基本的な事項」とあったように、素案も何処の総合計画かが判るようにすべき。また、「その他市の基本的な施策」では法解釈上、問題が発生する可能性があり、答申の条文が良い。</p>	<p>自治基本条例第 13 条で定めている「総合計画」を示していることを明確にするため、「市の総合計画」に修正しました。</p> <p>なお、自治推進委員会の答申は条文ではなく、「参画の対象」については「市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の対象を定め、これを実施する。〔具体的な参画の対象を示すこと〕」との答申がなされております。</p>

<p>第 12 条 2 項 協働の取組 の拡充推進</p>	<p>「～を行う」主体は何か、主語を記述すべき。協働においても、施策の立案から実施、評価までの各段階において、協働を実践することを記述すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「協働の取組は、」を「協働の取組を行うに当たって、市民及び市長等は、」に修正しました。</p>
<p>第 4 章 コミュニティ活動</p>	<p>章を「地域コミュニティ活動・市民公益活動」に見出しを「自主自立の地域コミュニティ活動・市民公益活動」に修正。第 16 条は、「市長等は、市民が自主的に自立した地域コミュニティ活動・市民公益活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。」に修正。第 17 条は、「市長等は、地域コミュニティ活動・市民公益活動に関して、市民が広く学べる機会を設けること、地域コミュニティ活動・市民公益活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。」に修正。 ＜理由＞第 16 条、第 17 条加筆は、当然、自治基本条例の第 32 条と第 33 条の適用を受けるため。市長等の支援の基準は、市民公益活動の是非によって、決定されるべきである。地域コミュニティ活動と市民公益活動を並列に記しても、重複している部分は多いが、別の質のものである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第 16 条の「市民が自主的に自立したコミュニティ活動」を「地域コミュニティ活動及び市民公益活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）」に修正し、第 17 条～第 20 条の「コミュニティ活動」を「地域コミュニティ活動等」に修正しました。これに伴い、地域コミュニティ活動と市民公益活動を第 2 条に定義しました。 なお、第 16 条は、行政だけが取り組むのではなく、自治会や NPO、事業者などの市民や行政、市民同士が活動を継続できる環境づくりに努めることとしています。 また、活動の公益性や自立性に応じた支援が必要と考えおり、具体的には支援に関する個別の制度等ごとに判断することになります。</p>
<p>第 4 章 コミュニティ活動</p>	<p>第 18 条～20 条の「コミュニティ活動」は、「地域コミュニティ活動・市民公益活動」に修正。 ＜理由＞市民公益活動については、自治基本条例第 5 章第 32 条、第 33 条に正しく位置付けられている。自治基本条例第 38 条に基づいて条例を作成するのならば、市民公益活動を正しく位置付け、評価し、この条例の中に条文として表現すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第 16 条の「市民が自主的に自立したコミュニティ活動」を「地域コミュニティ活動及び市民公益活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）」に修正し、第 17 条～第 20 条の「コミュニティ活動」を「地域コミュニティ活動等」に修正しました。これに伴い、地域コミュニティ活動と市民公益活動を第 2 条に定義しました。</p>

<p>第 18 条 活動の場の 整備等</p>	<p>※地域説明会での意見 「地域の公共施設等」となっているが、地域団体しか使えないのか。わざわざ限定する必要はない。NPOは地域に限らず活動の場が不足しているのではないか。</p>	<p>この条は、現在、広く市民に利用されている公共施設に加えて、自治会やNPOなどが身近な地域にある公共施設をもっと利活用できるように努めていくことを示しているため、ご意見を踏まえ、「身近な公共施設」に修正しました。</p>
<p>第 19 条 活動資金等 の支援</p>	<p>「市長等は、コミュニティ活動の自立性を妨げない範囲内でその活動に要する資金の助成その他財政的な支援をすることができる。」に修正。 ＜理由＞公益活動に対してであればこの表現で良いが、実際コミュニティ活動は公益に叶うものとは限らないので、少しレベルダウンの支援表現とすべき。支援の対象となると「環境や社会への貢献」の文言を付加する必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第 16 条の「市民が自主的で自立したコミュニティ活動」を「地域コミュニティ活動及び市民公益活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）」に修正し、第 17 条～第 20 条の「コミュニティ活動」を「地域コミュニティ活動等」に修正しました。これに伴い、地域コミュニティ活動と市民公益活動を第 2 条に定義しました。</p>
<p>第 21 条 合意形成</p>	<p>「身近な地域」を「身近な地域活動」に修正。 ＜理由＞内容があいまいで、「保全」が地域にもリンクする表現は良くない。校区自治協議会を想定しているのであるから「地域活動」と明記すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、誤解が無いよう「小学校区等の身近な地域及び環境保全、」と修正しました。なお、「地域」については、地域活動に限らず地域に関する様々な課題の解決を想定しています。</p>